

市民の憲章検討委員会  
第4回委員会資料

平成23年2月9日  
加東市企画部企画政策課

## 1 パブリックコメントの結果について

### (1) 募集期間

平成22年12月20日（月）～平成23年1月19日（水）

### (2) 素案の公表方法

- ・企画部企画政策課および庁舎窓口センターでの閲覧
- ・市ホームページでの閲覧
- ・市広報紙（平成23年1月号）での閲覧
- ・市ケーブルテレビ（ニュース番組、リクエスト放送）での視聴

### (3) 周知方法

- ・市ケーブルテレビ（文字放送）での放映
- ・市ホームページでの掲載
- ・周知チラシの設置（公民館、図書館、市民病院）

### (4) 提出意見数

5人12件

- |    |          |    |
|----|----------|----|
| 内訳 | 表題に関する意見 | 2件 |
|    | 前文に関する意見 | 4件 |
|    | 本文に関する意見 | 6件 |

＜資料1：2ページ「パブリックコメント提出意見」＞

## パブリックコメント提出意見

## 1 表題に関する意見

1	「市民憲章は、まちづくりの方向性を明らかにし、市民のみなさま一人ひとりがまちづくりに主体的に取り組んでいただきための「道しるべ」となるものです。」となっているのに「わたしたちのねがい」という表現はおかしいと思います。「加東市民憲章」だけでいいと思います。
2	「加東市民憲章」だけでいいと思う。すっきりとし、市民憲章の重みが感じやすい。

## 2 前文に関する意見

1	前文をもう少しわかりやすくしてはどうですか。 文法的にどうかわかりませんが、例えば「わたしたちは、加東市民として、美しい自然と豊かな文化、心あたたかな人々を誇りとして、この憲章を定めます。」という表現はどうでしょう。
2	「あたたかな人々」というところがしっくりときません。何があたたかいのかを明記したほうがいいと思います。
3	やさしく平易な言葉で書かれ、だれにでも一読して分かる憲章だと思います。しかし、私の気になる点を少々書かせていただきますと、残念なのは前文の弱さです。 加東市周辺の自然環境、地理や歴史、誇るべき点、制定の事情、憲章の意義などのいくつかについて住民に明示し、今後何をめざして協働でまちづくりを進めていくかの提示が、あまり明確になされていないように思われます。
4	「あたたかな人々を誇る加東市民として」これも分かりにくいで す。 「美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々」を誇る加東市民と読めば、この3つが現在すでに存在する加東市民の憲章、ということになるのでしょうか。

## 3 本文に関する意見

1	私は心身ともに健康であることが市民の一員としてもっとも大切なことではないかと思っています。実際に、スポーツ振興や健康診断などの取り組みは、市民の健康のためになされていると思います。 憲章（案）に暗黙的に含まれているのかもしれません、市民の健康についてのものを憲章に追加されではと思いました。 たとえば、「心と身体を鍛え、笑顔あふれるまちにしましょう」のようなものです。ご一考いただけたとありがたいです。
2	まちづくりや生活の目標ですが、どこか物足りません。 「文化あふれるまち」って具体的にどんな町なのでしょう。“低俗な娯楽や文化が町にあふれる”とは耳にすることばですが、本質的に、文化はあふれるものなのでしょうか。
3	4つの並列の項目のうち、4番目の表記が異質です。「～し、～しよう」という形になっていない。原文を元に作ると、 ・「だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。」を「ひととのつながりを大切にし、やさしい明るい町にしましょう。」
4	・「喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。」を、「喜びをもって働き、活力あふれるまちにしましょう。」
5	・「学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。」を「学ぶ心、感動する心で文化をはぐくみ、心豊かなまちにしましょう。」
6	・「人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。」を「人と自然を愛し、緑あふれる安らぎのあるまちにしましょう。」 (やっぱり言葉はある程度多いほうが納得してもらいやすい、また5か条にしても)

## 2 市民憲章（案）について

### （1）提出意見に対する検討委員会の考え方について

ア 国語学の専門家の意見について

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科 教授 田中 雅和 氏

イ 事前調整結果について

### （2）市民憲章（案）について

＜資料2：4ページ「パブリックコメントでの提出意見に対する事前調整  
結果」＞

＜資料3：8ページ「市民憲章（案）について」＞

## 資料 2

### パブリックコメントでの提出意見に対する事前調整結果

#### 1 表題について 素案：加東市民憲章～わたしたちのねがい～

提出意見		事前調整結果
1	市民憲章は、まちづくりの方向性を明らかにし、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に取り組むための「道しるべ」となるものなのに、「わたしたちのねがい」という表現はおかしいと思います。「加東市民憲章」だけでいいと思います。	ご指摘のように、憲章は市民の皆さんにまちづくりへの参加意欲を喚起させるもので、市民の皆さんのが「道しるべ」・「行動指針」となるものです。
2	「加東市民憲章」だけでいいと思う。すっきりとし、市民憲章の重みが感じやすい。	小さな子どもでも分かるようにと副題「わたしたちのねがい」を付けましたが、「ねがい」という言葉を付けることにより、「憲章」という言葉が持つ積極性の意味合いが失われる可能性がありますので、副題を削除し「加東市民憲章」とします。

## 2 前文について

素案：わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

	提出意見	事前調整結果
1	<p>前文をもう少しわかりやすくしてはどうですか。 例えば「わたしたちは、加東市民として、美しい自然と豊かな文化、心あたたかな人々を誇りとして、この憲章を定めます。」という表現はどうでしょう。</p>	<p>この前文が特に難しい表現とは思いません。 先人が築き上げてきた加東市の豊かさが再認識できるように、また読んだときに思い描きやすいように肯定的なイメージを表す語句を冒頭に掲げ、強調していますので、前文は素案のままでよいと考えます。</p>
2	<p>「あたたかな人々」というところがしつくりときません。何があたたかいのかを明記したほうがいいと思います。</p>	<p>（「あたたかな」という表現については、国語学の専門家の意見を参考に委員会で決定します。）</p>
3	<p>残念なのは前文の弱さです。加東市周辺の自然環境、地理や歴史、誇るべき点、制定の事情、憲章の意義などのいくつかについて住民に明示し、今後何をめざして協働でまちづくりを進めしていくかの提示が、あまり明確になきれないようになります。</p>	<p>ご意見にあります加東市周辺の自然環境、地理や歴史、誇るべき点については、前文に含まれていると考えています。 憲章は、文章が簡潔であることが一つの特徴となっていますので、市民憲章の持つ意味合いを考慮し、あえてすべてについて明記していません。</p>
4	<p>「あたたかな人々を誇る加東市民として」これも分かりにくいでです。「美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々」を誇る加東市民と読めば、この3つが現在すでに存在する加東市民の憲章、ということになるのでしょうか。</p>	<p>「美しい自然」「豊かな文化」「あたたかな人々」は、すでに加東市に存在する誇るべき点と考えています。</p>

### 3 本文について

- 素案：一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。  
 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。  
 一、喜びをもって動き、健やかなまちにしましょう。  
 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

	提出意見	事前調整結果
1	私は心身ともに健康であることが市民の一員としてもっとも大切なことではないかと思っています。 憲章（案）に暗黙的に含まれているのもしそれませんが、市民の健康についてのものを憲章に追加されることはと思いました。 たとえば、「心と身体を鍛え、笑顔あふれるまちにしましょう」のようなものですね。ご一考いただけたとありがたいです。	ご提案いただきました「健康の大切さ」については、本案でも本文全体に暗喩されています。 また、憲章は、加東市のすべての人々を対象としており、その中には健康でありたくともそれが叶わない人等も含まれますので、「心身を鍛え」という表現を用いて健康増進を特化することは控えたいと考えます。
2	まちづくりや生活の目標ですが、どこか物足りません。 「文化あふれるまち」つて具体的にどんな町なのでしょう。“低俗な娯楽や文化が町にあふれる”とは耳にすることばかりですが、本質的に、文化はあるものなのでしょうか。	ご指摘いただきました目標の物足りない部分については、対象個所が不明確なため、お答えできません。 また、「文化あふれるまち」とは、市内にある有形無形の文化遺産をはじめ、芸術、学習、スポーツなどの文化活動がさかんなまちを指しています。
3	4つの並列の項目のうち、4番目の表記が異質です。「へし、へしよう」という形になつていない。原文を元に作ると、 ・「だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。」を「ひととのつながりを大切にし、やさしい明るい町にしましょう。」	「明るいまち」とはどうなまちであるべきかを示すために、一続きの文章としています。内容が重要であると思いませんので、表現をあえて統一する必要はないと考えます。

4	<p>・「喜びをもつて働き、健やかなまちにしましょう。」を、「喜びをもつて働き、多面にわたってまちの活性化を促す内容の文ですので、あえて「活力あふれる」を入れる必要はないと考えています。</p>	<p>本文は、多面にわたってまちの活性化を促す内容の文ですので、あえて「活力あふれる」を入れる必要はないと考えています。</p>
5	<p>・「学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。」を「学ぶ心、感動する心で文化をはぐくみ、心豊かなまちにしましょう。」</p>	<p>「感動する心で文化をはぐくみ」という表現には違和感があります。</p> <p>提案の意味は、加東市が誇る豊かな文化を大切にしつつ、新しいものにも目を向け、より豊かな文化を築き上げていこうとするものです。ご提案の「心豊かなまち」という表現にすると「文化」ではなく「心」が強調される印象を与える恐れがありますので、原文のままでよいと考えます。</p>
6	<p>・「人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。」を「人と自然を愛し、縁あふれる安らぎのあるまちにしましょう。」</p> <p>(やっぱり言葉はある程度多いほうが納得してもらいやすい、また5か条にしても)</p>	<p>「安らぎある」という表現には、「安心」「安全」「平安」という意味も含みます。「縁あふれる」を付け加えることにより、自然環境に偏る恐れがありますので、付け加えない方がいいと考えます。</p> <p>「言葉を多く入れる」につきましては、簡潔であることにより多様なまちづくり活動が生まれてくるものと考えます。</p> <p>「5か条にする」という意見につきましては、委員会の中でも議論しましたが、この4か条以外の項目は考えられないという結論にいたっており、またご意見には具体的な条文が明記されていなかったため、お答えするることはできません。</p>
		<p>※提出意見については、一部要約し、項目ごとに分類しています。</p>

### 資料 3

#### 市民憲章（案）について

市民憲章（案）		市民憲章（素案）	市民憲章（案）
表 題	加東市民憲章～わたくしたちのねがい～		
前 文	わたくしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。		
本 文	<p>一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。</p> <p>一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。</p> <p>一、喜びをもつて働き、健やかなまちにしましょう。</p> <p>一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。</p>		
解 説			

### 3 市民憲章（案）の提案について

#### (1) 委員会設置目的

「市民憲章の制定に関し、必要な事項を検討し、市長に対し市民憲章案を提案するため、市民の憲章検討委員会を設置する。」（市民の憲章検討委員会設置要綱第1条）

#### (2) 提案方法

市民の憲章検討結果報告書による提案

提出者：市民の憲章検討委員会難波委員長、臼井副委員長

提出日：　　月　　日

<資料4：10ページ「市民の憲章検討結果報告書（案）」>

# 市民の憲章検討結果報告書

## (案)

平成 23 年 2 月

市民の憲章検討委員会

市民の憲章検討委員会 委員名簿

難波 安彦 (委員長 兵庫教育大学大学院 教授)

臼井 政義 (副委員長 加東市区長会 会長)

大西世津子 (公募委員)

田尻一平 (社団法人小野加東青年会議所 監事)

テーラー 幸恵 (公募委員)

春名 裕志 (公募委員)

安田さち子 (加東市女性団体連絡協議会 会長)

※各団体等の役職は、委嘱時のものです。

## 1 はじめに

加東市の市民憲章については、「合併後公募等により制定する」と合併協定書に記されています。

本委員会は、平成23年3月に迎える市制5周年を機に、市民がさらなるふるさとへの愛着を持ち、明るく住みよいまちづくりを進めていくための心のよりどころとなる市民憲章を制定するにあたり、その案を協議検討するため、平成22年10月25日に設置されました。

委員会では、市民からの文案等を参考にしながら全4回にわたる会議を重ね、加東市民憲章（案）を取りまとめました。

## 2 協議等の経過

年月日	会議等の内容	会議等の結果
平成22年 8月2日	市民憲章文案・キーワード募集開始	
8月31日	市民憲章文案・キーワード募集終了	募集結果：4人13件
10月25日	(1) 市民の憲章検討委員会について (2) 市民の憲章検討委員会の運営について (3) 市民憲章の概要について (4) 制定スケジュールについて (5) 市民憲章の素案について	・委嘱状の交付 ・委員長及び副委員長を選出 ・委員会の運営方法を決定 ・委員会開催回数を追加する制定スケジュールを決定 ・市民憲章素案を作成するにあたり、委員私案の作成を依頼
11月25日	(1) 市民憲章の私案について (2) 市民憲章の素案の作成について	・委員私案の内容を検討し、素案のベースを決定 ・市民憲章の素案について協議
12月9日	(1) 市民憲章素案の作成について (2) パブリックコメントについて	・市民憲章の素案を作成 ・素案解説文について協議 ・パブリックコメントの実施方法について協議
12月20日	パブリックコメント開始	
平成23年 1月19日	パブリックコメント終了	実施結果：5人12件

年月日	会議等の内容	会議等の結果
2月9日	第4回検討委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 市民憲章(案)について (3) 市民憲章(案)の提案について	・パブリックコメントでの意見に対する委員会の考えを協議 ・市民憲章(案)を作成 ・市長への提案方法について協議
2月日	市民憲章(案)の提案	・市民憲章(案)を市長に提案

### 3 加東市民憲章（案） ※素案を仮記載しています。

#### 【表題】

加東市民憲章～わたしたちのねがい～

#### 【前文】

わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

#### 【本文】

- 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。
- 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。
- 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。
- 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

### 4 加東市民憲章（案）の解説 ※素案の解説を仮記載しています。

#### ア 前文

わたしたちは、美しい自然と豊かな文化、あたたかな人々を誇る加東の市民として、この憲章を定めます。

「住みたいまち」「住み続けたいまち」加東市が誇りとする自然、文化、人々をキーワードとして掲げています。本憲章は、市民一人ひとりが、日々の営みの中で加東市の良さに気付き、それらを守り、助け合いながら、よりすばらしいまちの実現を目指すために定めるものです。

#### イ 本文

読む人が、まちのイメージを思い描きやすいように、また、行動を喚起しやすいように、やさしく、肯定的な和語を用いています。語尾の「しましょう」の表現には、加東のまちづくりの基本目標の一つである「協働」の精神が織り込まれています。

### 一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

家族および他者との思いやりのある交流を基盤とした地域づくり、また、美しい自然景観を生かしたまちづくりを表しています。「安らぎのある」という表現には、安心、安全、平安の意味が込められています。

### 一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

向学心の尊重から導かれる生涯教育を含めた教育活動の充実、誰もが学びやすい環境づくり、文化生活の向上を表しています。加東の良き伝統、優れた技を守りつつ、新しいものにも目を向けていきたいという気風が、より豊かな文化につながることを示しています。

### 一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

労働意欲の促進、雇用・労働環境の整備、まちの健全な経済発展が、個人と社会に多くの点で利益をもたらすことを表しています。さらに、「働き」のことばには、収入を伴う労働だけではなく、さまざまなボランティア活動、地域や家庭での役割も含まれています。市民が自分にできることを喜んで実行すれば、まち全体が活性化されることを示唆しています。

### 一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。

人権の尊重を表しています。年齢、性別、国籍、職業、立場、障害の有無などにかかわらず、市民として互いを受け入れ、認め合い、ささえあい、学びあい、誰にとっても住みやすいまち、誰もが将来の歩みに希望を見出して暮らせるまちを共につくっていこうという気概を表明するものです。

## 5 むすび

市民憲章は、市民の主体的なまちづくり活動を創出させるための行動指針となるものであることから、市民への啓発、浸透が非常に重要であると考えます。そのため、各種行事で唱和するなど、あらゆる機会において積極的な啓発に努めていただきますよう、切に願います。